

**自治体職員協力交流事業（LGOTP） 事業概要****1 趣旨**

地方自治体による主体的な国際協力の取組みを一層推進するため、国内各自治体による海外地方自治体等の職員の受入れについて、総務省及び（一財）自治体国際化協会（クレア）が支援する。（平成8年度から実施）

特に、国内各自治体において円滑な研修が行われるよう、渡航手続き及び入国手続きの調整や来日当初の約1か月間、東京および全国市町村国際文化研修所（JIAM）において、日本語や日本の地方自治制度等の研修をクレアが主体的に実施する。

**2 事業内容**

- (1) 受入団体：都道府県、政令指定都市、市区町村
- (2) 受入期間：6か月から12か月程度
- (3) 受入場所：各地方自治体の担当部局、試験研究機関等
- (4) 受入職員：海外の地方自治体等の職員であり、日本語または英語の会話能力のある者
- (5) 研修員の選考方法
  - ①クレア斡旋：自治体の受入希望に基づき、クレアが海外事務所等を通じて、研修員の募集・選考を行い、候補者を地方自治体に斡旋
  - ②独自選考：自治体が、姉妹・友好提携都市及び交流の深い海外自治体等から独自に研修員を選考
- (6) 研修内容
  - ①全体研修：東京研修、日本語研修等（JIAM）
  - ②専門研修：各地方自治体での研修分野に応じた専門的な研修

※研修員の研修条件（研修時間など）は、受入自治体側の勤務形態に合わせるなど、研修運営は各自治体（研修先）の裁量で行うことができる。

**3 費用負担及び財源**

- (1) 費用負担：受入自治体は、研修員の往復渡航費、滞在費（宿泊料・生活補助費）、研修費、国内移動費などを負担
- (2) 財源措置：都道府県は普通地方交付税により、政令指定都市、市町村は特別地方交付税により、それぞれ財源措置がなされる。

## 自治体職員協力交流事業スケジュール(予定)

年・月	内 容	実施主体
1 年目		
9 月下旬	各地方自治体へ要望調査	総務省 自治体国際化協会
11 月上旬	要望調査とりまとめ	総務省 自治体国際化協会
11 月～1 月	研修員の募集開始 ・クレア海外事務所等を通じ、各国へ募集（斡旋選考） ・独自選考自治体に対し、募集要項等の関係書類を送付	自治体国際化協会
12 月～3 月	研修員の決定 ・研修員候補者の地方自治体への提示、選考、受入調整、受入決定（受入決定通知書の送付）	総務省 自治体国際化協会 受入地方自治体
2 年目		
2 月～4 月 (随時)	在留資格等の調整 ・研修員に対し、在留資格認定証明書交付申請必要書類の送付を依頼 ・各入国管理局に在留資格認定証明書の交付を申請	自治体国際化協会 受入地方自治体
3 月～4 月 (随時)	在留資格認定証明書の取得及び研修員あて送付	受入地方自治体
	在外公館にてビザ申請	各研修員
3 月～4 月	来日便の決定	自治体国際化協会 受入地方自治体
4 月	受入自治体担当者会議	総務省 自治体国際化協会 受入地方自治体
5 月	研修員来日(H29:5月中旬(日)) ・オリエンテーション(於:東京) ・日本語研修等(約1ヵ月間) (於:滋賀県大津市(JIAM))	総務省 自治体国際化協会 J I A M
6 月中旬～	地方自治体での専門研修	受入地方自治体
11 月以降	研修員順次帰国	

## 研修員の選考方法

研修員の選考方法には、(一財)自治体国際化協会(クレア)が受入地方自治体の要望に応じて各海外事務所を通じて選考を行う「**クレア斡旋**」と、受入自治体が姉妹(友好)都市交流等の関係を通じて独自に選考を行う「**独自選考**」があります。この2種類の選考方法は次のとおりです。

## 1 クレア斡旋

## (1) 斡旋の手順

- ① 利用要望調査により取りまとめた受入自治体の要望に基づき、クレアにおいて、管轄海外事務所等を通じて研修員の募集を海外において行います。
- ② 応募者の申請書を受入自治体に提示することにより、研修員候補者を斡旋します。  
※クレア斡旋は必ずしも受入自治体の要望内容が完全に満たされることを保証するものではありません。海外からの応募状況によっては、要望内容と完全には一致しない場合がありますのでご了承ください。
- ③ 斡旋した候補者について、受入自治体において受け入れの可否を決定します。
- ④ 受入自治体における決定を受け、クレアでは関係海外事務所等を通じて応募者あてに報告します。  
※①～④の手順において受け入れが決定しなかった場合、条件等を調整し再募集等を行います。

## (2) 斡旋後における留意事項

派遣元海外自治体との連絡調整の不足による来日遅延、研修に関する研修員との認識の食い違い等のトラブルが発生しないよう、受入自治体は、受け入れ決定以降、研修員との連絡を密に行っていただきます。

## (3) 書類手続きの役割分担について

《中国以外の国からの受け入れ》

書類手続きの役割分担は次のとおりです。

- A 研修員からの応募申請書の取り寄せ：クレア
- B 受入決定通知書の作成：受入自治体

※派遣元海外自治体への送付はクレア経由で行います。

- C 在留資格認定証明申請に必要な書類の取り寄せ：受入自治体
- D 在留資格認定証明書の研修員への送付：受入自治体

《中国からの研修員の受け入れ》

AからDの全ての書類のやりとりはクレアを介して行います。

(4) 来日前のサポート

事業日程に即した研修員の来日に期するため、クレアでは、必要に応じて管轄海外事務所等において派遣元海外自治体、研修員との連絡調整を行います。

2 独自選考

(1) 選考手順

独自選考における研修員の選考は、受入自治体と派遣元海外自治体との直接の話し合いに基づき行います。

- ① 11月ごろにクレアから「協力交流研修員募集要項」を送付しますので、受入自治体は派遣元海外自治体と連絡をとり、要項に定められた書類（申請書・誓約書・健康診断書）の作成を派遣元海外自治体に依頼します。
- ② 選考後、受入自治体は、応募申請書の写しとともに受け入れに係る協議書をクレアあてに提出します。クレアはこの協議について外形的な審査を行い、受け入れに支障がなければ同意書を受入自治体に送付します。
- ③ 同時に、受入自治体は、派遣元海外自治体の窓口機関を通じて派遣国政府窓口あてに当該派遣について報告を行っていただきます。

\* 韓国からの研修員の受け入れについては、必要に応じて語学能力の確認に関して全国市道知事協議会の協力を仰ぐこととしています。

(2) 書類手続きの役割分担について

《中国以外の国からの受け入れ》

以下のすべての手続きを受入自治体にて行っていただきます。

- A 研修員の応募申請書の取り寄せ
- B 受入決定通知書の送付
- C 在留資格認定証明申請に必要な書類の取り寄せ
- D 在留資格認定証明書の送付

《中国からの研修員の受け入れ》

A及びCは受入自治体で行い、B及びDについてはクレアを介して行います。

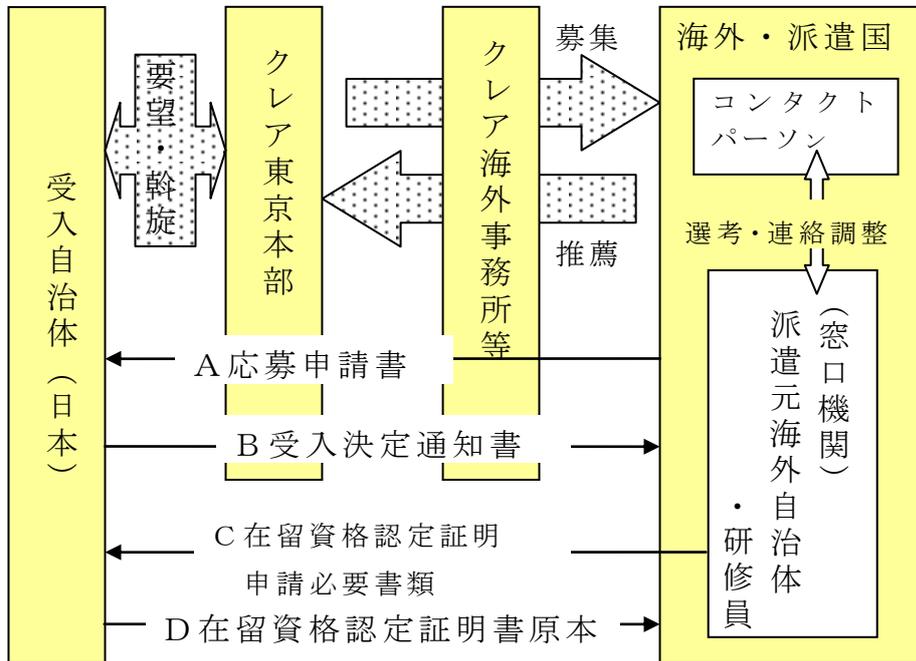
(3) 来日前のサポート

事業日程に即した研修員の来日に期するため、クレアでは、必要に応じて管轄海外事務所等を介して派遣元海外自治体、研修員との連絡調整を行います。特に中国からの研修員は、中国側の意向により来日する研修員全員を一旦北京に集合させてから来日するため、それに係る諸調整をクレア北京事務所が行います。

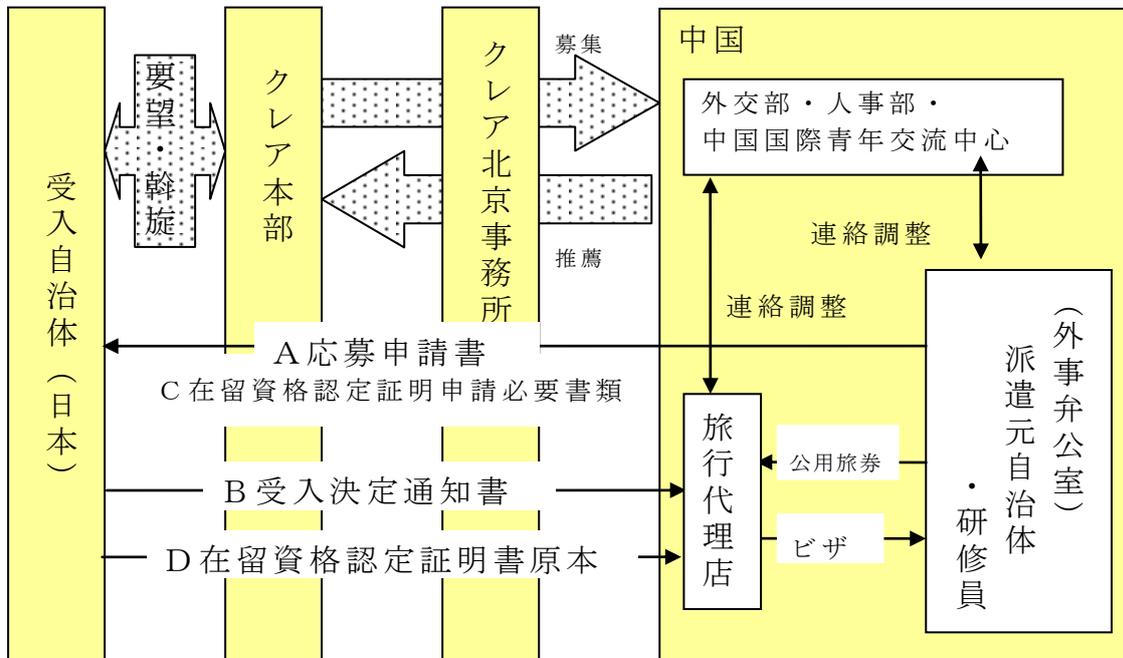
《イメージ》

1 クレア斡旋

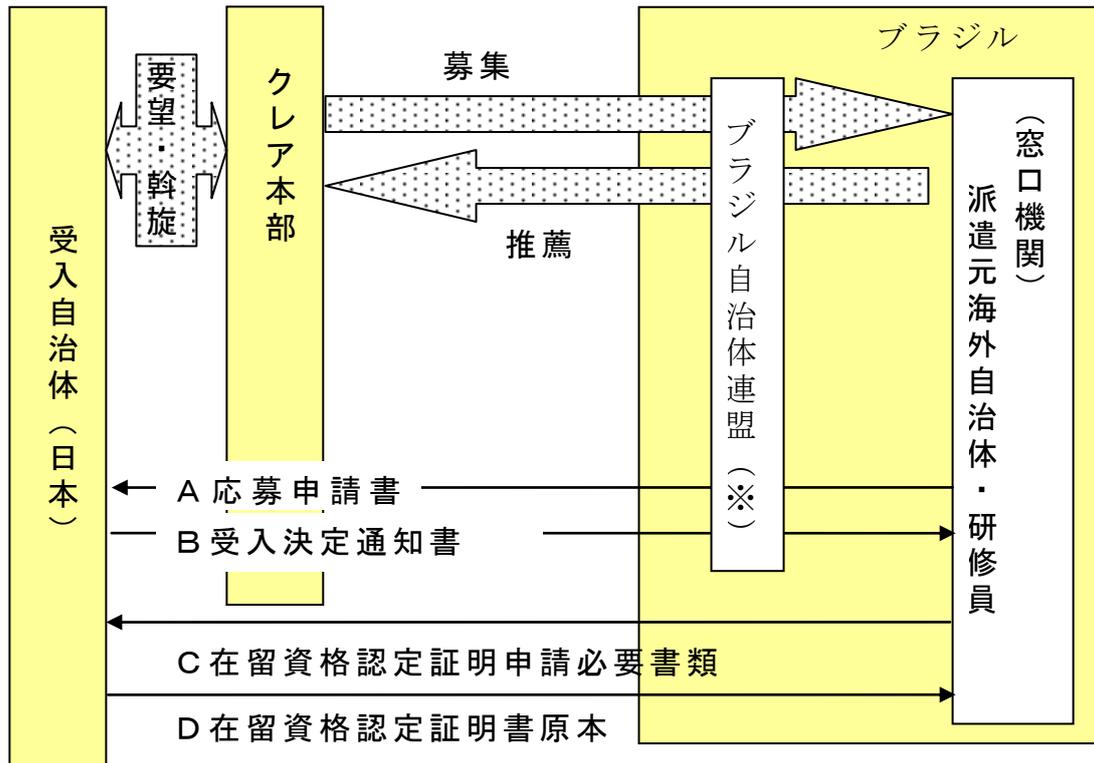
① クレア斡旋（中国・ブラジルを除く）



② クレア斡旋（中国）



③クレア斡旋（ブラジル）



※ ブラジル自治体連盟

ブラジル自治体連盟 (Confederacao Nacional de Municipos, CNM)は、日本の全国知事会のような組織であり、ブラジル中央政府に対して、国内の 5,562 の自治体の声となり、自治体の抱える諸問題の解決に向けて活動しています。

平成 19 年にCNMの理事長がクレアを訪問された際、LGOTPを活用してブラジルの職員を日本の自治体に派遣したいという意向を受けました。それを踏まえ、研修員の選考についてCNMに協力いただけることになりました。このことによって、より適切な人材確保が可能となりました。

今までに、CNMによって選考された研修員が、群馬県、豊橋市（愛知県）で研修を受けた実績があります。

<群馬県、豊橋市の事例>

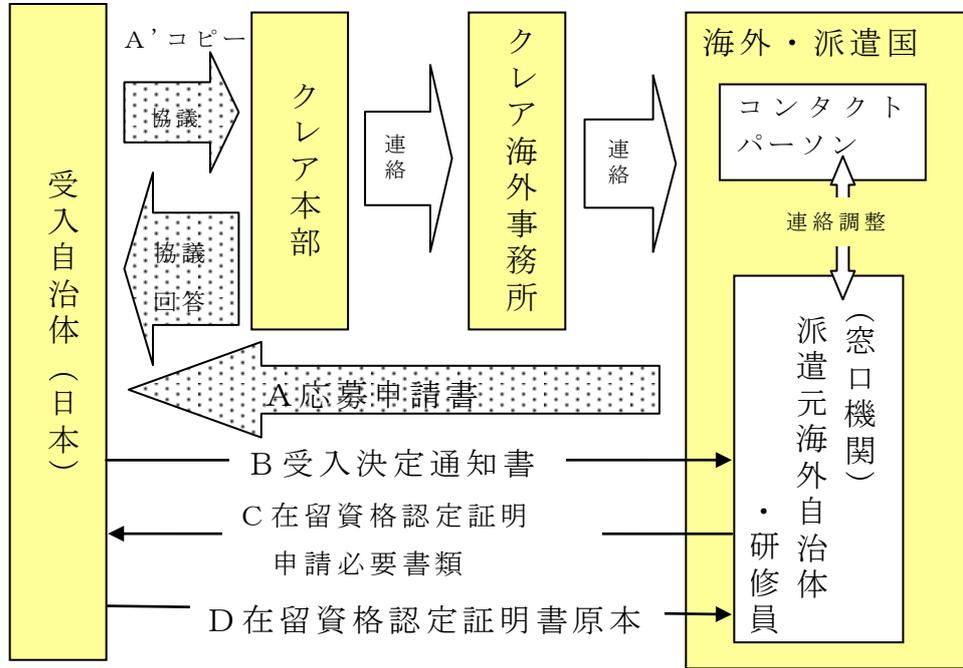
群馬県内の市町村（太田市など）や豊橋市の教育現場では、ブラジル人児童の数が急増しています。言語や文化の問題などにより、様々な課題を抱えている保護者や子どもたちのために、群馬県や豊橋市ではブラジルからの研修員（職種：カウンセラー（群馬県）、教員（豊橋市））を受入れ、彼らの良き相談役として、支援にあたる研修を実施しました。また、研修期間中は、日本の教育制度を理解してもらい、帰国後も本国での周知に努めてもらっています。

熱意あふれる研修員の行動は、ブラジル人の保護者や子どもたちへの支援だけでなく、学校や地域全体としても国際理解教育や多文化共生への理解の促進に役立っています。

2 独自選考

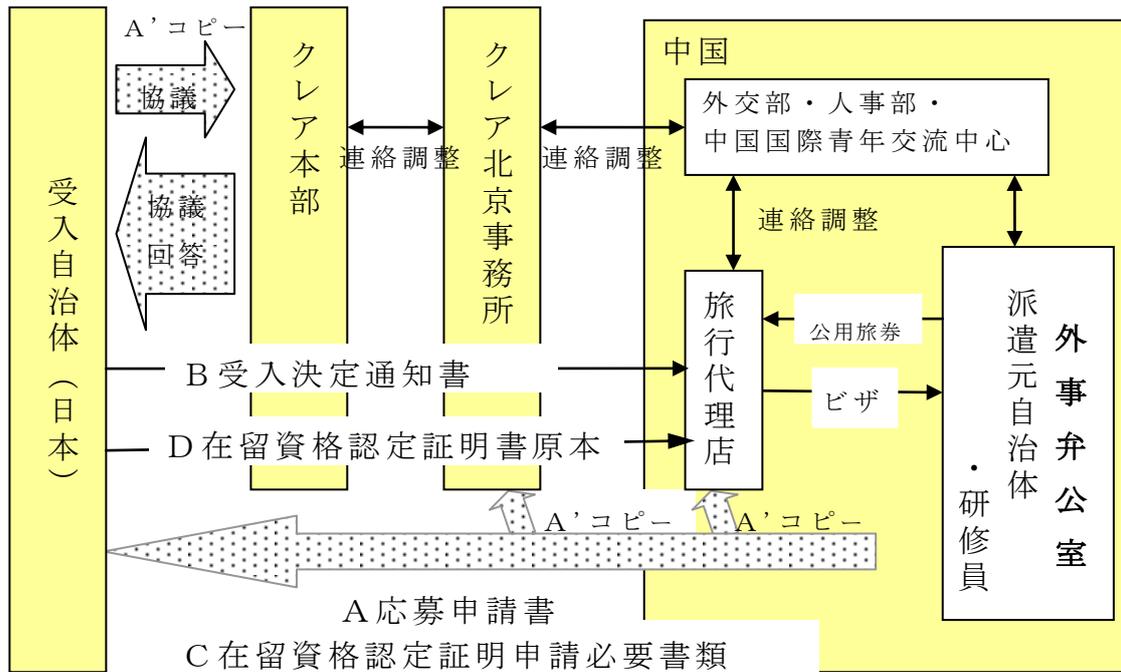
① 独自選考（中国を除く）

※ A～Dの各段階でクリアあて写し提出等



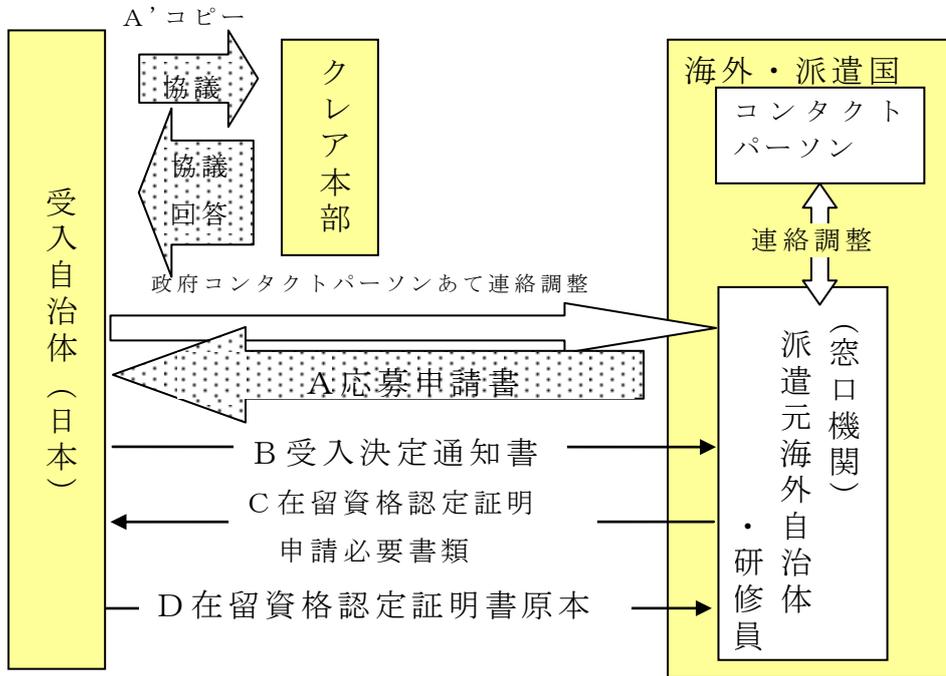
② 独自選考（中国）

※ B、Dは原本をクリア経由で中国側指定の旅行代理店に提出



②独自選考（（一財）自治体国際化協会海外事務所管轄外）

※A～Dの各段階でクリアあて写し提出等



## 自治体職員協力交流事業実施要綱

平成 7 年 11 月 1 日付け自治国第 120 号通知

(改正 平成 9 年 4 月 1 日)

## 1 趣旨

近年、姉妹交流を軸とした地方団体の国際交流が活発になってきており、その内容も「交流から協力へ」と深化する傾向もみられるようになってきた。地方団体には、地域の総合的な経営主体として様々なノウハウ、技術等の蓄積があり、これを活用した国際協力が可能である。また、地方団体の国際協力の中心となっているのが、研修生の受け入れ・専門家の派遣等を通じた「ひとつづくり」への協力である。

地方団体の主体的な国際協力の取り組みを一層支援するため、平成 8 年度から海外の地方自治体等の職員を日本の地方団体に受け入れる場合、総務省及び(一財)自治体国際化協会(以下「CLAIR」という)が支援する「自治体職員協力交流事業」を創設するものである。

## 2 事業の目的

自治体職員協力交流事業は、次のようなことを目的としている。

- ① 海外の地方自治体等の職員(「協力交流研修員」)を日本の地方団体に受け入れ、日本の地方団体のノウハウ、技術等を習得させる。
- ② 協力交流研修員は、地方団体の国際化施策等に協力することを通じて、地域の国際化を推進する。

## 3 受け入れ職員の条件

海外の地方自治体等の職員であって日本語又は英語の会話能力がある者(必ずしも日本の地方団体の姉妹提携先の職員とは限らない)。

受け入れ分野の一例を挙げると、次のようなものがある。

(一般行政、環境保全、産業振興、都市計画、選挙管理、文化財保全、消防)

## 4 受け入れ職員候補者

総務省・CLAIRにおいて、海外の地方自治体等の派遣希望、日本の地方団体の受け入れ希望を勘案して、候補者を調整し、地方団体に提示する。

## 5 協力交流研修員の決定

総務省・CLAIRから示された候補者の中から地方団体は受け入れ職員を決定する。

受け入れ決定後、地方団体において「協力交流研修員」の委嘱を行う。

## 6 期間・在留資格

受け入れ期間は6か月から1年程度とし、在留資格は「研修」とする。

## 7 受け入れ地方団体

協力交流研修員を受け入れる希望のある地方団体であって本事業が「自治体国際協力推進大綱」及びそれに類するものにおいて位置づけられ、若しくは位置づけられる予定があるもの。

## 8 費用負担

受け入れ地方団体において、研修員に係る次の費用を負担する。

- ・渡航旅費
- ・滞在費
- ・研修費（日本語、専門分野等。集合研修を含む。）
- ・国内移動旅費
- ・その他

## 9 財源措置

8により受け入れ地方団体が負担する経費については、地方交付税により措置する。

## 10 来日後研修

来日後、CLAIRにおいてオリエンテーションを行い、全国市町村国際文化研修所において日本語研修等を行う。

## 11 その他

CLAIRは、協力交流研修員に次のような支援を行う。

- ・海外事務所を通じた協力交流研修員の募集・選考
- ・協力交流研修員の赴任時の渡航調整
- ・協力交流研修員へのオリエンテーション及び来日後研修・中間研修等の企画、実施
- ・協力交流研修員間の情報交換会合の実施
- ・受け入れ地方団体への助言
- ・協力交流研修員の福利厚生、カウンセリング
- ・機関誌等の発行と協力交流研修員への送付

## 過去の質問状況

過去、当事業におよせいただいたご質問や要望を掲載いたします。

### 1 研修員の年齢条件が20～39歳とあり、受け入れたい研修員と条件が合わない。

→ 研修後の効果などの観点から一定の目安として年齢制限を設けていますが、今までに40歳以上の研修員を受け入れた例も多数あり、今後も個別にご相談に応じたいと思います。

### 2 6か月未満の研修期間にすることは可能か。

→ 本事業実施に当たっての交付税措置との関係で研修期間を短縮することは困難です。  
なお、来日後1か月間はオリエンテーションと全体研修を行いますので、自治体での研修期間は5か月から11か月となります。

### 3 研修開始時期（5月中旬）が希望と合致しない。

→ 研修員は5月中旬に来日し、1か月程度オリエンテーションと全体研修を受講しますので、自治体に赴任するのは6月中旬以降となります。年度当初からの準備は大変とは思いますがご理解の上、ご協力をお願いします。

### 4 研修員の人件費をクレア負担としてほしい。クレアからの補助金措置を設定できないか。

→ 本事業は地方交付税による措置がなされますので、その部分をクレアが助成することはできません。

### 5 研修員を受け入れることのメリットはどのようなものか。

→ 本事業は、日本の地方自治体が持つ優れた地方自治のノウハウ・技術を海外の地方自治体職員に提供する「ひとづくり」に関する国際協力事業になります。

その一方で、受入自治体にとっても

- ・本事業を姉妹交流等の具体的施策・ツールとして有効に活用
- ・研修員との交流による地域住民にとっての異文化理解の促進
- ・研修員による自治体施策へのアドバイス等を通じた施策効果の向上

といったメリットはもとより、研修員帰国後においてもそのネットワークを活用した新規事業の創出、友好交流の拡大にもつながりを見せています。

さらに、研修員の熱心な姿を見て、職員のモチベーションが上がるという間接的な効果があったという声も多く聞かれています。

## 自治体職員協力交流事業の特徴

- (1) 研修員(協力交流研修員)は各国の地方公務員(※)であり、将来長きに渡って両自治体間の国際交流の一層の促進に寄与する。  
※国によっては国家公務員等が日本の地方と同様の業務を行っている場合などがありますので、そのような方を研修員として受け入れたい場合は、クリアに相談すること。
- (2) 受入相手国は ODA 対象国に限らず、先進国からの受入も可能である。
- (3) 研修員の選考に際して、姉妹(友好)都市など交流の深い海外自治体等から自治体が直接研修員を選考する「独自選考」と、自治体の受入希望に基づいてクリアの海外事務所等を通じて研修員を斡旋する「クリア斡旋」のいずれかを選ぶことができる。
- (4) 当事業は 20 年間継続してきた事業として、受入に係る事務の流れが確立されており、海外旅行保険・航空券手配の取りまとめ、入国管理局への便宜供与依頼といった点において、クリアの支援を受けられることから、研修員受入に不慣れな自治体にあっても参加しやすい。
- (5) 研修員は6～12か月と、長期間に渡り日本に滞在し、研修を受けるため、日本の文化や日本人のものの考え方で理解が及び、また地方自治体の取組も深く学ぶことができる。その結果、受入自治体との信頼感が構築されることから、研修員帰国後も長期にわたり交流の架け橋として活躍していただくことができる。
- (6) 来日直後に実施する 1 か月に及ぶ集合研修では、徹底して研修員の日本語能力アップを図る。また、語学学習のみならず、日本の地方自治制度、文化・習慣の理解を促進する研修も設定し、地方自治体にとって円滑な研修員の受入が可能となる。また、集合研修における共同生活の中で研修員同士の絆が深まり、ネットワークが形成され、以後の長期に渡る日本生活の精神的支えとなる事が期待できる。
- (7) 研修内容の設定についての自由度が高く、あらゆる分野の中から自治体の裁量において設定することが出来るため、様々な活用方法が考えられる。研修期間も長期に及ぶ為、自治体の有する各種研究機関をはじめ庁内の複数部署での受入も可能となる。また、国際交流研修の一環としての通訳・翻訳や、期間中に学校訪問や市民講座などを設定し、住民の国際理解促進などにも一役買ってもらふことなど、一方的な技術供与に縛られず、研修員に様々な形で活躍してもらふ場を設けることで互いに協力し合う関係を築く事ができる。
- (8) 交付税による財源措置がなされる。都道府県については普通交付税が、政令指定都市及び市町村には特別交付税が措置される。

## 自治体職員協力交流事業の活用事例

- (1) 姉妹都市・友好都市などとの交流施策の具体化
  - ・ 姉妹友好都市間交流の具体的取組として
  - ・ 姉妹友好都市提携への足がかりとして(以後、関係を築きたい相手国、自治体、地域を指定して、研修員を選定する事も可能。)
  - ・ 協定を締結した海外自治体との職員相互交流に活用
- (2) 国際理解の促進
  - ・ 学校訪問、地域行事への参加、市民講座(料理、語学等)を通じた住民の国際理解促進
  - ・ 職員の国際意識の養成
- (3) 自治体の政策としての国際貢献
  - ・ 農業や環境、水道など自治体が長年取り組んでいる分野で培った技術を活かした国際貢献
  - ・ 自治体の国際貢献戦略の一環として活用
- (4) 自治体の持つ課題解決、共同研究
  - ・ 観光客誘致、経済交流へ向けた関係構築の土台作りを目的とした受入れ
  - ・ 地域の在住外国人問題への対応に関する共同研究(地域に住民が多い国から研修員を招き、共に対応を検討したり、当該外国人住民への啓発等に協力してもらうなど)
  - ・ 急増する外国人観光客への対応(観光案内、パンフレット類、案内看板・標識等について共に検討するなど)
  - ・ 姉妹友好交流自治体との交流事業実施に際しての協力(国際交流部署研修の一環として、受入相手国要人來訪時の通訳や文書の翻訳などに協力してもらうなど)